省エネ性能の適合性判定業務開始

（平成29年4月1日から）
（建築物省エネ法第11条）

■『登録省エネ判定機関』において適合性判定を実施

対象建築物

- 2000m²以上の非住宅建築物の新築
- 非住宅部分の増改築の面積が300m²以上で、非住宅部分の増改築後の面積が全体面積の1/2超で2000m²以上となる建築物の増改築
- 複合建築物新築で非住宅が2000m²以上は適合判定義務で300m²以上の住宅がある場合は届出（機関から移しを所管行政庁へ）

（注）高い開放性を有する面積は除く

確認申請とのワンストップサービスのフロー

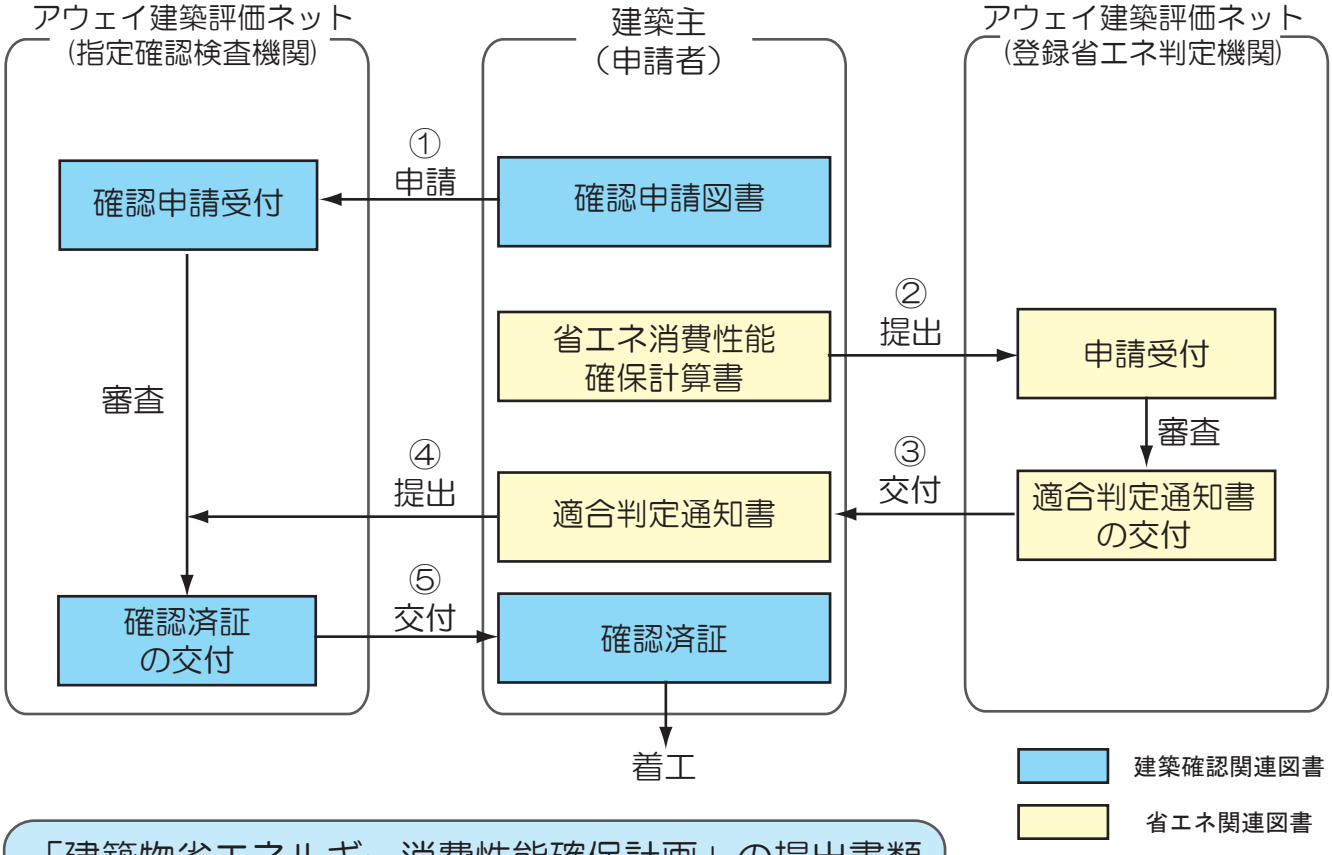

「建築物省エネルギー消費性能確保計画」の提出書類

（1）計画書（正本および副本）
（2）申請添付図書2部
- 設計内容説明書
- 各種図面、
- 一次エネルギー消費量計算書

（3）その他必要な書類（所管行政庁が必要とする図書）

申請書はホームページに掲載